

国 河 政 第 5 1 号

平成20年8月12日

北海道開発局長  
各地方整備局長  
沖縄総合事務局長  
各都道府県知事 　あて

国土交通省河川局長

「河川法の施行について」の一部改正について

発電水利使用の許可期間については、従来より、「河川法の施行について」(昭和40年6月29日建設省河発第245号河川局長通達)別添第1の標準水利使用規則の右欄中第8条に関して記載する事項(一)に基づき、「許可期間は、原則として、発電のためにする水利使用についてはおおむね30年」として取り扱ってきたところである。また、「一級河川における発電水利使用の許可期間について」(平成14年11月27日国河政第71号・国河環第74号水政課長・河川環境課長通達)により、「おおむね30年」の原則に当てはまらないものを類型化して示したところである。

今般、気候変動による河川の流況の変化が予想されるとともに、国民の環境やクリーンエネルギーへの関心が高まる中、河川環境や水利使用状況等の定期的なチェックや審査を通じて、適正な河川管理を確保することが求められている現状に照らし、発電水利使用の許可期間については、平成21年4月1日以降に新たに許可し、又は許可更新する発電水利使用から、原則としておおむね20年(当初許可から100年を経過したものは10年)とし、10年目に必要な報告を求めることとした。

これに基づき、「河川法の施行について」について、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏のないようにされたい。

## 記

一 「河川法の施行について」(昭和40年6月29日建設省河発第245号河川局長通達)の別添第1の標準水利使用規則を次のとおり改正する。

1. 「地方建設局」を「地方整備局」に、「地方建設局長」を「地方整備局長」に改める。
2. 右欄中第8条に関して記載する事項(一)を「許可期間は、原則として、発電のためにする水利使用についてはおおむね20年(当初許可から100年を経過したものは10年)、その他の水利使用についてはおおむね10年とする。」に改める。
3. 左欄中第12条の次に、次の一条を加える。

第12条の2 水利使用者は、次の事項について10年間分の測定結果、実施状況等を取りまとめて、年度末(当初許可時又は許可更新時から10年目となる年度の年度末を記載)までに、これを地方整備局長に報告しなければならない。

河川流量

取水実績

維持流量の放流状況

河川法許可に係る手続きの遵守状況

工作物の工事履歴

洪水時の対応状況

異常渇水時の対応状況

その他必要な事項(特段の許可条件が付されている場合の対応状況等)

4. 左欄第12条の2に関して記載する事項として、以下を加える。

- (一) 左欄第12条の2は、発電のためにする水利使用で許可期間をおおむね20年とする場合に記載するものとし、それ以外の場合には原則として記載しない。
- (二) 地方整備局長は、左欄第12条の2の報告内容について、河川流況の変動、水利使用の適正性等河川管理上の観点から必要な確認を行った上で、経済産業局長及び関係都道府県知事に送付することとする。

二 その他関連通達の改正については、追って別途通知する。

三 本通達による改正後の発電水利使用の許可期間の取扱い等については、平成21年4月1日以降に新たに許可し、又は許可更新する発電水利使用から適用する。